



平成25年(㉮)第26号 裁判官忌避申立事件（基本事件 平成23年(㉮)第67号
原発再稼働禁止仮処分命令申立事件）

決 定

当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

前記申立人らから、冒頭掲記の基本事件（以下、「本件基本事件」という。）について、裁判長裁判官長谷部幸弥及び裁判官北村ゆり（以下、「本件裁判官ら」という。）に対し、忌避の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件忌避の申立てをいずれも却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙2 申立ての趣旨及び申立ての理由各記載のとおり

第2 当裁判所の判断

- 1 申立人らが忌避理由として主張するところは、本件裁判官らの基本事件における訴訟指揮に関する不服をいうものである。
- 2 ところで、裁判官忌避の制度は、裁判官がその担当する事件の当事者と特別の関係にあるとか、その訴訟手続外において既に当該事件につき一定の判断を形成しているといった当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件については公平で客観性のある裁判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の裁判から排除し、裁判の公正及び信頼を確保することを目的とするものである。

したがって、訴訟指揮、審理の方法、言動などは、それだけでは直ちに忌避の理由とすることはできないものであり、これらに対しては、訴訟法上定められた不服申立方法によって救済されるべきもので、本件忌避の申立ては、基本的には、忌避の理由とすることができない事実に基づく申立てであると認められる。

- 3 この点、申立人らは、基本事件が迅速性を本質とする保全事件で、決定に熟

していることが明らかであるにもかかわらず、本件裁判官らのなした審理期間が長期となる訴訟指揮等につき、裁判の拒否に等しい明らかに不公正なもので、例外的に、忌避事由である「裁判の公正を妨げるべき事情」（民事訴訟法24条1項）に当たることが明らかである旨主張する。

しかしながら、およそ裁判官の訴訟指揮、審理の方法、言動などは、裁判官が当該事件につき、公正で、かつ適切妥当な判断または解決に到達するための措置ないし活動としてなされるものではあるが、そうであるが故に、おのずと具体的な事件の審理経過やその間に漸次的に形成される心証や仮定的判断等がある程度反映せざるを得ず、その訴訟指揮等が、客観的には妥当なものであったとしても、当事者の一方に対して、その主張にはそぐわないもので、自己に不利となる審理の方法または結論を示唆するような印象を与え、ひいては、当該裁判官からは公正な裁判を期待できないのではないかという懸念を生ぜしめることも決して稀とはいえないから、当事者にそのような懸念が生じるような訴訟指揮等だったからといって、直ちに、「裁判の公正を妨げるべき事情」があるというには足りないというべきであって、更に進んで、その訴訟指揮等が、本来裁判官の考慮外に置かれるべきなんらかの手續外的要因によって動かされていることによるものと考えざるを得ないようなもの、ないしは合理的にそう解しうるようなものである場合に限り、「裁判の公正を妨げるべき事情」があると認められると解するのが相当である。

これを本件についてみると、申立人らの主張どおり、基本事件は、緊急の措置を求める保全事件であり、迅速性が求められるものであるが、その判断のもたらす影響が大きく、その判断基準、その判断に係る要証事実の立証責任の考え方について多種、多様な解釈が可能であるなどといった諸要因があるため、その事案の具体的な内容に応じた訴訟指揮等がなされる結果、その迅速性の程度が様々なものになることは避けられず、もって、申立人らが指摘する本件裁判官らの訴訟指揮、審理の方法、言動などは、いずれも、それのみで、裁判を拒否するためになされたものと推認できるものではなく、前述の意味での「裁

判の公正を妨げるべき事情」にあたるとはいえず、申立人らが提出した陳述書に加えて、基本事件の一件記録を精査しても、他に、本件裁判官らについて、民事訴訟法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」があるとは認められない。

4 結論

よって、本件裁判官らに対する本件忌避の申立ては、いずれも理由がないから却下することとし、主文のとおり決定する。

平成25年6月13日

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 坂 上 文 一

裁判官 赤 坂 宏 一

裁判官 宮 本 博 文

申立ての趣旨

裁判官長谷部幸弥及び裁判官北村ゆりに対する忌避申立てはいずれも理由がある、との裁判を求める。

申立ての理由

1 担当裁判官等

申立人らは、頭書の仮処分命令申立事件(以下「本件保全事件」という。)の債権者らであり、本件保全事件は、御庁に係属し、裁判長裁判官長谷部幸弥、裁判官北村ゆり及び裁判官楠真由子はその審理を担当している。平成25年4月17日に開かれた審尋期日(以下「前回審尋期日」という。)においては、受命裁判官として裁判官長谷部幸弥および裁判官北村ゆりがその審理を担当した。

2 申立人ら(債権者ら)が求める裁判の内容

申立人ら(債権者ら)は、平成23年8月2日に本件保全事件を申し立てた。申立人らが求めたのは、債務者が若狭湾沿岸に所有する原子炉のうち、7つの原子炉について、「福島第一原発の事故原因を解明したうえで『発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針』などの安全審査指針および技術基準が改定され、この安全審査指針および技術基準に適合したとする定期検査が完了するまで、再稼働させてはならない」という裁判である。その後大飯原発3号機および4号機が再稼働されたので、申立人ら(債権者ら)は、これらの原子炉について、上記の定期検査が完了するまで稼働を仮に停止する旨の裁判を求める申立てに交換的に変更した。

申立人ら(債権者ら)がこのような申立てをしたのは、次の理由による。

- (1) 従来の安全指針類、技術基準に適合していたはずの福島第一原発が国際原子力事象評価尺度レベル7のチェルノブイリ原発事故と並ぶ史上最悪の原発事故を起こし、従来の安全指針類及び技術基準の欠陥が明らかになったことから、もはや、従来

の安全指針類及び技術基準への適合しか確認されていない国内の原発が今後安全に運転できるという根拠がなくなった。

(2) とりわけ、債務者が所有している若狭湾沿岸の原発は、若狭湾地方で直下型の大地震が起こる危険が警告されていること、直下又は近傍に活断層が存在する場合が多いこと、債務者の津波に対する備えがまことに不十分であること、老朽化原発や特殊な型式の原発など、弱点を抱えている原発が多いこと等から、福島第一原発事故の原因を踏まえた新安全指針類及び新技术基準が策定され、これに適合するとの判断がなされる前に再稼働すれば、過酷事故が発生する危険性が高く、その場合、債権者らは甚大な被害を被ることになる。

(3) よって、再稼働禁止の本案判決を得るまえに、仮の地位を定める仮処分として、せめて、新しい安全指針類及び技術基準が策定され、これらに適合するとの判断がなされるまで、債務者が所有する若狭湾岸の原発の再稼働を仮に禁止(既に再稼働した原子炉については、運転を仮に停止)させる必要がある。

3 審理の経過

裁判官長谷部幸弥は、平成24年9月12日に開かれた第7回審尋期日において、審尋期日は次回で終え、速やかに決定したいとの意向を表明した。ところが、平成24年11月19日に開かれた第8回審尋期日において、原子力規制委員会によって行われている大飯原発敷地の活断層調査の推移をみたいと言い出し、平成25年1月30日に開かれた第9回審尋期日においても同様の意向を示した。そして、平成25年4月17日に開かれた第10回審尋期日(前回審尋期日)において、裁判官長谷部幸弥と同北村ゆりは、申立人ら(債権者ら)が反対しているにも拘わらず、原子力規制委員会で議論されている新しい基準が策定されるのを待ち、この点を争点化した上で決定を出す述べ、次日期日を3か月も先の同年7月10日午後3時に指定した。

前回審尋期日における上記訴訟指揮は、次のとおり、極めて不当である。

(1) 債権者らは、新安全指針が策定され、それに適合しているとの判断がなされるまでの緊急の措置として原発の再稼働禁止(運転禁止)を求めている。ところが、長谷部

裁判官らは、新規制基準が策定されるまで本件保全処分の決定をしないというのである。債権者らは、新しい安全基準が策定されていない段階での原子炉の「運転の停止」「運転再開の禁止」を求めてきたのである。この請求に対して判断をしないで新規制基準(原子力規制委員会によって策定される新規制基準が、債権者らがいう新安全指針に該当するかという問題は残るものの)の制定をまって判断するという訴訟指揮は、債権者らの本件保全処分申立ての根拠を掘り崩すものであり、実質的には裁判の拒否である。これは極めて不公正な措置であり、これでは、今後も、裁判官長谷部幸弥及び同北村ゆりに公正な審理を期待することはできない。

- (2) 申立人ら(債権者ら)は、もはや本件保全処分申立てについての主張、立証を終えている。債務者代理人は、前回審尋期日において、長谷部裁判官から質問され、大飯原発敷地の活断層調査の結果を提出できる予想時期を述べたものの、この結果が出るまで審理を継続することを要望したものではなかった。前回審尋期日において、審理に熟していないとして裁判官から当事者に釈明が求められた事項もなかった。本件保全処分申立事件が決定に熟していることは明らかである。決定をするのを嫌がっているのは裁判所だけである。
- (3) 裁判所の決定がなされる前に新規制基準が策定されれば、本件保全処分手続において、新規制基準が、債権者らがいう新安全指針に該当するかという問題が争点にならざるを得ない。これでは、裁判所の訴訟指揮によって、当事者が希望も想定もしていない新しい争点が作り出されることになる。
- (4) 本件保全事件については、前回審尋期日の時点において、申立てから既に1年8か月近く経っており、保全事件としては異例の長期にわたっている。これが異例であることは、平成23年度の司法統計年報の全地方裁判所の審理期間別の保全命令未済事件数の割合を見ても、審理期間が1年を超えるものは2パーセントしかなく、2年を超えるものはわずか0.2パーセントしかないことから理解できる。そして、新規制基準は、現在の案の段階で数千頁にも及ぶ膨大なものである。この合理性が新たな争点になった場合、当事者がそれを検討するため、新規制基準策定後、かなりの時間

が必要となることは容易に予想できる。この点からも、長谷部裁判官らの訴訟指揮は、裁判の拒否というに等しい。

なお、原子力規制委員会では、所管する指針のうち、重要度分類指針や耐震重要度分類(本件保全事件においても、耐震性は重要な争点である。)については平成25年7月以降の検討課題としている(原子力規制委員会第21回発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームの平成25年4月4日(木)の会議の配付資料3参照(http://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/shin_anzenkiyun/data/0021_03.pdf)。まさか長谷部裁判官らが、これらが策定されるまで本件保全処分 of 決定をしないと申し出すことはないであろうが、万が一そのような事態になれば、本件保全処分の決定がいつ出るのか、まったく見通しがつかなくなる。

- 5 以上のとおり、前回審尋期日における裁判官長谷部幸弥及び同北村ゆりの訴訟指揮は、保全事件の本質である迅速性を全く無視する点で、極めて不当である。また、結果として申立人ら(債権者ら)の保全申立ての前提を掘り崩してしまい、事実上申立てに対する裁判を拒否したこと、裁判所が新たな争点を作り出す結果になるが、その争点の検討は極めて専門的な知見を必要とし、社員に多数の専門家を抱える債務者と異なり、一般の市民である申立人ら(債権者ら)がこれをするには、大きな困難が予想されること等に鑑みると、上記訴訟指揮が裁判の公正を妨げるべき事情に当たることが明らかである。

一般に、訴訟指揮に対する不服は忌避事由にならないと解されているが、本件のごとき、明らかに不公正な訴訟指揮については、例外的に忌避事由に当たると解すべきである。

- 6 よって、申立人らは、裁判官長谷部幸弥及び同北村ゆりに対するの忌避申立ては理由があるとの裁判を求める。

以上

これは，正本である。

平成25年6月13日

大津地方裁判所

裁判所書記官 添島 裕美

